# No. 12 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

て 法人の概要 平成29年7日1日現在

	の概要						十八八乙3十	₹7月1日現在
1 法人の	名称	社会福祉法人岩手県社				2 所管部局 室·課	保健福祉部 地域福祉課	
3 設立の	根拠法	「社会福祉事業団等の設立及 46年7月16日)」(各都道府! 庭局長連名通知)				4 代表者 職·氏名	理事長 水野 和彦	
5 設立年		昭和46年12月	22日	6 重	務所	〒020-0114		
(公益法人、 への移行年月 等があった場	日、統合		- 1		f在地	盛岡市高松三	E丁目7番33号	
寺がめつた場 年月日、相手 称等)				7 電	話番号	019-662-685	1	
8 資(基)	本金等	10, 000, 000		う <i>ち</i> 出	。 県 の 資 等		10, 000, 000円	100.0%
9 設立の	趣旨							
この社会	福祉法人	は、多様な福祉サービ	スがその利用	者の	意向を尊	車して総合的	内に提供される	よう創意工夫
することに	こより、利	引用者が、個人の尊厳を	保持しつつ心	身と	:もに健	やかに育成さ	れ、又はその神	与する能力に
応じ自立し	<b>した生活</b> を	と地域社会において営む	ことができる	らよう	支援す	る。		
10 事業内	容							
(1) 第一	種社会福	<b>补</b> 事業		(7)	<b>фл.+</b> с	ᄀᆖᆘᆂᅜᆍᄴ	5 /T 21/	
		<b>世子</b> 木		(7)	一版作	1談文援事業(	り経宮	
① 児童	<b>直養護施</b> 語			_		目談支援事業の 目談支援事業の		
① 児童   ② 障害	<b>害児入所</b> 於	设の経営 施設の経営		8	特定相	目談支援事業の	の経営	
① 児童   ② 障害   ③ 救護	害児入所が 隻施設の約	<b>役の経営</b> 施設の経営 経営		(8) (9)	特定机 地域記	目談支援事業の 動支援センタ	の経営 ターの経営	
② 障害 ③ 救該 ④ 障害	見見入所が 養施設の総 書者支援が	役の経営 施設の経営 経営 施設の経営		8 9 10	特定机 地域記 児童自	目談支援事業の 動支援センタ 日立生活援助	の経営 ターの経営 事業の経営	
② 障害 ③ 救請 ④ 障害 (2) 第二	号児入所が 隻施設の総 号者支援が 種社会福	设の経営 施設の経営 経営 施設の経営 祉事業		8 9 10 11	特定机 地域記 児童自 障害児	目談支援事業の 5動支援セング 日立生活援助 日通所支援事業	D経営 ターの経営 事業の経営 業の経営	
② 障害 ③ 救該 ④ 障害 (2) 第二 ① 視职	售児入所が 護施設の終 害者支援が 種社会福 徳覚障害者	设の経営 施設の経営 経営 施設の経営 祉事業 計情報提供施設の受託		8 9 10 11 12	特定相 地域記 児童に 障害児	目談支援事業の 活動支援セング 目立生活援助 見通所支援事 見相談支援事	D経営 ターの経営 事業の経営 業の経営	
② 障害 ③ 救該 ④ 障害 (2) 第二 ① 視职	害児入所が 養施支援が 手者 支援が 種社会福 で で で を で を を を に た た た た た た た た た た る た う に た う に う に う た う に う に う た う に う に	设の経営 施設の経営 経営 施設の経営 祉事業 賃情報提供施設の受託 设の経営		(3)	特定相地域記 児童自障害児	目談支援事業の 活動支援セング 目立生活援援 見通所支援事業 見相談支援事業 業	D経営 ターの経営 事業の経営 業の経営	
② 障害 ③ 救該 ④ 障害 (2) 第二 ① 視职	害児入所 が が が を を を を を を を を を を を を を	设の経営 施設の経営 経営 施設の経営 祉事業 賃情報提供施設の受託 投の経営 支援事業		(3)	特地 児障障 公社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	目談支援事業の 活動支援事業の 計立生活接援 計立性 記 目 は 記 は は で は で に で で に で で で で で で で で で で で	の経営 ターの経営 事業の経営 業の経営 業の経営	江十福市米
② 障害 ③ 救該 ④ 障害 (2) 第二 ① 視职	写児 別の 関い 関い 関い 関い 関い 関い 関い 関い 関い 関い	Bの経営 施設の経営 経営 施設の経営 祉事業 計報提供施設の受託 Bの経営 Bの経営 を援事 を援事 を援センター運営事業		(3) (2)	特地児障障益社障工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	目談支援事業の 活動支援事業の 計立生活接援事業 引通所談 を で は で は で で で で で で で で で で で で で で で	D経営 ターの経営 事業の経営 業の経営	活支援事業
②③④(2)①②③④(5)	<b>害順のでは、これの</b>	Bの経営 施設の経営 を営め経営 施設の経営 祉事報提供施設の受託 BE BE B		(3) (2) (3)	特地児障障益社障居定域童害害事権者の	目談支援事業な 活動立生所談 対しましま を受けるでは、 はは、 はは、 はいまする。 はいまる。 はいる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。 はいまる。	の経営 ターの経営 事業の経営 業の経営 さ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	活支援事業
②③④(2)①②③④(5)	<b>害順のでは、これの</b>	Bの経営 施設の経営 経営 施設の経営 祉事業 計報提供施設の受託 Bの経営 Bの経営 を援事 を援事 を援センター運営事業		(3) (1) (2) (3) (4)	特地児障障公社障居障定域童害害基会害宅害	目談支援事業は表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	の経営 ターの経営 東の経営 業の経営 さ 本 で を 送 き で が は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
②③④(2)①②③④(5)	<b>害順のでは、これの</b>	Bの経営 施設の経営 を選別の経営 を選別の経営 を設事業 を提供施設の受託 Bの援事をと を援援をといるでは、 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		8 9 10 11 12 (3) 1 2 3 4 5	特地児障障公社障居障岩定域童害害金会害宅害手	目談支援語動立民語動立民語 東世級 といい できまる といい いいい いいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	の を を を を を を を を を を を を を	事業
② 3 4 (2) ① ② 3 4 (5 6) 6 (5 6)	<b>害児院を受ける。 とのでは、 これのでは、 これので</b>	受の経営 施設の経営 経営の経営 施設の経営 社情報提供施設の受託 受援事報と を援事を を援事と を援事と を援事業 の経 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	394名	③ 9 10 11 12 3 4 5 5 5	特地児障障益社障居障岩派定域童害害事益会害宅害手遺	目談 支援 (表記) (表記	の経営 タ 東 の経営 業のの経営 で ま を 選 で を ま を を さ で で が を さ で で の 経営 で る を さ で で の を を さ で う で う で う で う で う で う で う で う く う く う	
②③④(2)①②③④(5)	<b>害児院を受ける。 とのでは、 これのでは、 これので</b>	受の経営 施設の経営 経営の経営 施設の経営 社情報経営 を援事報提供施設の受託 受援事業 を援援事業 を援援事業 の経営 を援援事業 の経営 を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する	394名 5, 395 -	8 9 10 10 (3) 12 3 4 5 5 5 5 千円	特地児障障益社障居障岩派平定域童害害事者者介者県	目談 支援 接援 表 支 支 支 支 支 支 支 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	の経営 ター ター ター ター の経営 業のの経営 さる 基 を 援セン リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー	事業 1名
② ③ 條 第 表 第 表 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 第 表 是 是 是 是	害児院 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	安の経営 施設の経営 を設の経営 を設の経営 を設の業 情報提供施設の受託 好の経営 を接受業 を接受業 を接受援を事業 ををしている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	394名 5, 395 : 3名	8 9 1 1 1 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	特地児障障公社障居障岩派平派定域童害害事会害宅害手遣均遣	目談 動立 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	の経営 対象 を を を を を を を を を を を を を	事業
② 3 ④ (2) ① ② 3 ④ (2) ① ② 3 ④ (5 ⑥	害児院 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	受の経営 施設の経営 経営の経営 施設の経営 社情報経営 を援事報提供施設の受託 受援事業 を援援事業 を援援事業 の経営 を援援事業 の経営 を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する	394名 5, 395 : 3名	8 9 1 1 1 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	特地児障障公社障居障岩派平派定域童害害事会害宅害手遣均遣	目談 支援 接援 表 支 支 支 支 支 支 支 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	の経営 ター ター ター ター の経営 業のの経営 さる 基 を 援セン リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー	事業 1名

# 経営目標(事業目標及び経営改善目標)の達成状況 (1) 事業目標

目標	
口信	実績
5回以上、延	8回、延べ197
ベ115人以上	人
80.0%	81.8%
1箇所	1箇所
100回	353回
210,000人以上	212,310人
	ベ115人以上 80.0% 1箇所 100回

# (2) 経営改善目標

項目名	目標	実績
1 自律(自立)経営実現のための旧県立施設に対する県補助金の適正化:補助金金額	275百万円以 内	267百万円
2 経営改善を進め、収益の増、費用の削減に努める:前年度比の増減率	•費用0.7%減 •収益0.5%増	
3 非正規職員確保困難解消のため、非正規職員から正規職員(一般職)への登用推 進:採用人数	4人	4人

# 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

項目	26年度	27年度	28年度
長期貸付金残高			
短期貸付金実績 (運転資金)			
短期貸付金実績 (事業資金)			
損失補償(残高)			
補助金(運営費)	320, 693	299, 922	266, 549
補助金(事業費)	17, 850	16, 969	1, 785
委託料(指定管理料を除く)	183, 352	210, 202	236, 505
指定管理料	552, 963	551, 640	531, 119
その他(自立化支援交付金)	5, 000	7, 500	0

財務の状況(単	位:千円)
---------	-------

貸借対照表	26年度	27年度	28年度
流動資産	1, 593, 451	1, 933, 348	2, 359, 298
固定資産	1, 899, 351	1, 914, 468	1, 789, 668
資産合計	3, 492, 802	3, 847, 816	4, 148, 966
流動負債	489, 077	449, 485	455, 652
固定負債	710, 656	623, 364	501, 939
負債合計	1, 199, 733	1, 072, 849	957, 591
正味財産合計	2, 293, 069	2, 774, 967	3, 191, 375
負債・正味財産合計	3, 492, 802	3, 847, 816	4, 148, 966
正味財産増減計算書	26年度	27年度	28年度
サービス活動収益	5, 159, 550	5, 241, 469	5, 582, 291
サービス活動費用	5, 214, 698	5, 079, 968	5, 277, 890
サービス活動外収益	250, 781	254, 583	45, 671
サービス活動外費用	10, 066	8, 439	6, 952
特別収益	3, 291	80, 447	82, 759
特別費用	2, 959	9, 189	5, 455
(当期収支差額)	185, 899	478, 903	420, 424

財務指標	26年度	27年度	28年度	傾向 (28/27年度)	計算式
自己資本比率(%)	65.6	72.1	76.9	1	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	325.8	430.1	517.8	1	=流動資産合計/流動負債合計 ×100
有利子負債比率(%)	1.1	1.0	0.6	<b>↓</b>	=有利子負債/総資産×100
管理費比率(%)	99.3	95.0	92.6	<b>↓</b>	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	66.2	66.8	67.4	1	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	97.4	103.5	102.9		= (経常収益+経常外収益-補助金収入[運営 費補助]) / (経常費用+経常外費用) ×100
総資本経常利益率(%)	5.3	10.6	8.3	<b></b>	=経常利益/総資本×100

# Ⅱ 所管部局の評価

# 1 法人の役割と実績

# (1)法人の役割と実績

# ① 現状と課題

当法人は、県民に多様な福祉サービスを提供するため、県から移管された入所施設9施設(中山の園を1施設とカウント)、指定管理施設2施設、受託施設1施設の運営のほか県からの受託事業等を実施し、安定的な施設等の運営を行っている。また、自主事業についても積極的に展開するなどして、ニーズへ対応するとともに、経営基盤の強化を図っている。結果、平成28年度における経営目標の達成状況は、自立化に向けた経営改善の推進を図る等、計画どおり達成していると認められる。

今後は、移管した施設の将来のあり方等について検討が必要となるほか、利用者へのサービス水準は維持しつつ、法人の一層の自主自立的な経営を実現するため、さらに経営改善を進める必要がある。

# ② 方策

障がい児・者施設の今後の利用ニーズの的確な把握と関係法令の見直し内容等についての情報収集に努め、移管した施設の今後の運営のあり方や施設の修繕や建替え等について法人と協議をしながら対応策の検討を進めるほか、経営面でも経営改善計画の進捗管理を法人と一緒に行うなどにより、必要な指導監督を行っていく。

#### (2) 法人の財務

#### ① 現状と課題

平成28年度決算においては、正規職員の登用等により費用の増額があったことから、当期活動増減差額は前年度に比べ減となっている。しかしながら、障害福祉サービス部門における利用者数の増加等により、一定程度の当期増減差額を確保しており、自己資本比率・流動比率ともに順調に増加傾向にあり、法人の安定性は高まっている。

一方で、今後は事業団への施設譲渡に備えた積立金の造成を踏まえた収支見通しを立てる必要があり、老 朽化した施設の改築・修繕を含めた運営のあり方についても検討が必要である。

#### 2 方策

自主自立的な経営の実現に向け、計画的な人件費の圧縮や経費の節減、収入の大半を占める自立支援費等収入の増収に努めるとともに、新規事業の獲得及び展開を進めるよう継続して指導していく。また、多額の光熱水費等に対しては県からの支援を行うこととしたほか、老朽化が進んでいる移管施設については、今後の利用者動向、関係法令の改正等を踏まえ、法人と協議をしながらあり方等について検討を進める。

# (3) 法人のマネジメント

#### ① 現状と課題

県の自立化に向けた財政支援が終了する平成28年度以降の自主・自立の法人経営を展望した、「中長期経営基本計画」に基づき、マネジメント会議を実施し経営状況を法人全体で共有し、判明した課題は検討委員会を設け個別に改善の方策を検討するなど、事業や収支の分析・改善に取り組んでおり、各施設においても、中長期経営基本計画に基づいた施設計画を作成し、自立的・自主的な運営に向けた計画的な運営に努めている。しかし、現在、新卒者の正規職員の応募の減少、非正規職員の離職に伴う欠員の恒常化等により人材の確保が困難となっており、それに伴う利用者の処遇低下が懸念されているところである。現在実施している非正規職員の正規職員への登用に加えた離職防止のための取組の継続や、利用者サービスの質の維持・向上を目的とした個々の職員の資質向上に向けた取組が今後も求められる。

#### 2) 方策

利用者の満足度の向上を図るため、職員の資質向上に向けた職員研修の充実を図り、利用者の処遇向上に努めるよう、引き続き指導監督していく。また、所属長と職員の面談により、職員の不満要因の把握やコンプライアンスの徹底を図るなど、より一層の職員の意識改革に努めるよう指導監督していく。

#### (4) 法人への県関与

#### ① 現状と課題

県では、法人の経営自立化に向け、自立化支援事業費補助金による支援を平成27年度まで行ってきたが、 事業団施設特有の理由により維持管理経費や人件費が割高になるなど、法人の安定経営を妨げる要因があ るため、利用者へのサービスを維持するために支援を継続して行う必要がある。

#### ② 方策

事業団の経営の自立化に向け、維持管理経費や人件費の掛かり増し分については、経営安定化補助金により支援を行う一方、将来の施設譲渡に向けて、法人自らが経営改善に努めるよう引き続き指導していく。 また、法人に移管した施設の運営とあり方については、引き続き法人と協議していく。

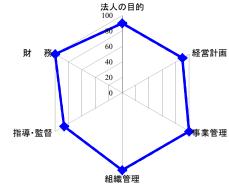
#### Ⅲ 統括部署(総務部)の総合評価

#### 総合評価のレーダーチャート

	1 *	
評価分野	評価結果	前年度
法人の目的	90.0	90. 0
経営計画	90. 0	90. 0
事業管理	100.0	100.0
組織管理	100.0	100.0
指導·監督	86. 7	86. 7
財務	Α	Α

注 点線は平成28年度における評価結果を示しています。

マネジメント・財務のレーダーチャート



# 取り組むべきこと

# (1) 法人が取り組むべきこと

中長期経営基本計画等に基づいた自立的・自主的な経営の実現に向け、引き続き、計画的な人件費の圧縮 や経費の節減、自立支援費等収入の維持、増収に努める必要があります。

# (2) 所管部局が取り組むべきこと

県が移管した施設の老朽化が進んでおり、今後施設の改築や大規模改修が見込まれるため、法人が安定した施設運営が行えるように、引き続き、運営のあり方、修繕計画について法人と協議し、対応策を検討するとともに、必要な指導監督を行う必要があります。

# 運営評価結果における指摘事項への取組状況

### 〇平成26年度実施分

# 1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
② 平成23年度に策定した中長期経営基本計画に基づいた自立的・自主的な経営の実現に向け、引き続き、計画的な人件費の圧縮や経費の節減、自立支援費等の収入の維持、増収に努める必要があります。	取組中	中長期経営基本計画に沿った人件費の圧縮に努めている他、経費の削減を行っている。 一方で、社会情勢や利用ニーズに合わせた必要な事業を展開し、長期的な視点により収入の確保に努めている。	平成28年

#### 2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
県が移管した施設の老朽化が進んでおり、今後施設の改築や大規模修繕が見込まれるため、法人が安定した施設運営が行われるように、運営のあり方、修繕計画について法人と協議し、対応策を検討するとともに、必要な指導監督を行う必要があります。	宝旋这	施設の修繕については、緊急度や必要性などを検討のうえ、計画的に修繕を行うこととした。また、建替えが検討されている施設については、施設のあり方等も含めて引き続き事業団と協議を進める。 法人が安定した施設運営が行えるように、平成28年度から新たな支援を行うこととし、将来の施設譲渡に向けて法人の財政基盤の強化を図ることにした。	平成27年 度末

#### 〇平成27年度実施分

# 1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
中長期経営基本計画等に基づいた自立的・自主的 な経営の実現に向け、引き続き、計画的な人件費の 圧縮や経費の節減、自立支援費等の収入の維持、増 収に努める必要があります。		28年度からの自立的経営に向けて県との協議を進めるとともに、退職金などの給与制度の見直しを行い人件費の圧縮に努めた。また、経営分析の実施により収入の増加、経費節減の意識の向上に努めた。	平成28年 度末

#### 2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
県が移管した施設の老朽化が進んでおり、今後施設の改築や大規模修繕が見込まれるため、法人が安定した施設運営が行えるように、引き続き、運営のあり方、修繕計画について法人と協議し、対応策を検討するとともに、必要な指導監督を行う必要があります。	実施済	施設の修繕については、緊急度や必要性などを検討のうえ、計画的に修繕を行うこととした。また、建替えが検討されている施設については、施設のあり方等も含めて引き続き事業団と協議を進める。 法人が安定した施設運営が行えるように、平成28年度から新たな支援を行うこととし、将来の施設譲渡に向けて法人の財政基盤の強化を図ることにした。	平成27年 度末

### 〇平成28年度実施分

# 1 法人が取り組むべきこと

指:	摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
的な経営の実現に向い	画に基づいた自立的・自主 け、引き続き、計画的な人 節減、自立支援費等収入 る必要があります。	取組中	自立的経営に向けて県との協議を進めるとともに、収支バランスのとれた経営の実現を目指して取り組む中で、自立支援給付費は121百万円、障害児施設給付費は26百万円が、それぞれ前年度に比べ増収となっている。今後も経営分析に基づく適切な経営判断を行いながら自立的経営の実現を目指す。	平成29

# 2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
県が移管した施設の老朽化が進んでおり、今後施設の改築や大規模修繕が見込まれるため、法人が安定した施設運営が行われるように、引き続き、運営のあり方、修繕計画について法人と協議し、対応策を検討するとともに、必要な指導監督を行う必要があります。		施設の修繕については、県の予算にとらわれず、 法人が柔軟かつ迅速にサービス基盤を整えること を目標に、経営状況に基づき、段階的に法人が実 施することを選択肢に所管課と協議中である。 運営のあり方についても、経営改善計画を法人が 策定のうえ、財産譲渡を視野に入れた運営のあり 方について所管課と検討・評価を行うこととしてい る。	協議中